

週刊エフアンドパートナーズ

平成30年3月5日号



「地番」と「住居表示」の違い

土地には2種類の番号が存在する地域があります。

それが**地番**と**住居表示**です。

地番

一筆の土地ごとに法務局が定める番号（○丁目○番地）

住居表示

「住居表示に関する法律」に基づいて市町村が定める番号（○丁目○番○号）

一般的に日常生活で使用するのは住居表示ですが、主に登記簿や固定資産税の明細書に記載されている番号は地番です。



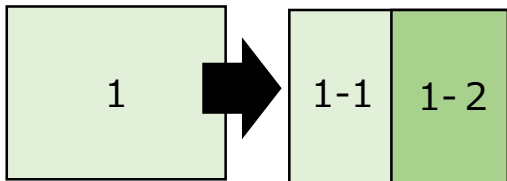
なぜ2種類あるんですか？

住居表示制度が導入されるまでは地番で統一されていましたが地番は**土地の分筆**や**合筆**などの理由から住宅の並びと一致なくなり**生活における住民の不便さ・各種行政事務の効率化のために**住居表示制度が実施されました。



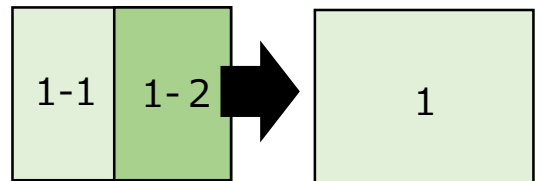
分筆とは

1番の土地を1番1・1番2に分筆登記



合筆とは

1番1・1番2の土地を1番に合筆登記



ただし、住居表示制度は全ての市町村に導入されているわけではないので地番 = 住居表示という市町村も多数存在します。

地番や住居表示について気になることはF&Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

相談しようか
迷っている方へ

長浜市 こんどう様

おめです。 感謝しております

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

司法書士法人
F&Partners

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

